

2025 年 9 月 29 日

各 位

T A C 株 式 会 社
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 多 田 敏 男
 (コード番号 4319、東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 取 締 役 野 中 将 二
 電 話 番 号 0 3 - 5 2 7 6 - 8 9 1 3)

資金調達に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、当社の親会社である株式会社 J P E C（以下「J P E C」といいます。）との間で極度貸付契約（以下「本極度貸付契約」といいます。）を締結し、本極度貸付契約に基づき本日付で J P E C より金 4,251 百万円の借入れ（以下「本借入」といいます。）を実行することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本借入の理由

本借入は、2025 年 8 月 6 日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）に記載した、J P E C による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社による金融機関からの既存借入（以下「本既存借入」といいます。）のすべてを本借入により調達した資金で返済し、当社の借入先を集約するために行うものです。

2. 本極度貸付契約の内容

借入人	T A C 株式会社（当社）
借入先	J P E C
借入枠	4,500 百万円
利用可能期間	2032 年 9 月末日まで
利率	0.78%[固定]
資金使途	本既存借入の返済、運転資金の調達等

3. 支配株主との取引等に関する事項

J P E C は当社の親会社であり、本借入は支配株主との取引等に該当することとなります。

（1）支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本借入の条件等は、下記「（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の通り、その公正性を担保するための措置を講じており、かかる対応は、上

記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入の条件は、返済期日、借入利率、担保・保証の状況等総合的に勘案し、一般に公正なものであり、本借入に関して、当社は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載の方針及び下記「(3) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」に記載の意見等に基づき、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。

また、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役のうち、J P E Cの全株式を保有し、同社の代表取締役を兼務している齋藤智記氏は、本借入に関する取締役会に代わる書面決議に関与していません。

(3) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

本借入につきましては、2025年9月29日付で、本取引の公正性、透明性及び客観性を担保するために組成し、当社の監査等委員である社外取締役の原口健氏、当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている丹羽厚太郎氏及び当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている阿部茂雄氏により構成される特別委員会から、本借入に係る決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を得ております。意見の概要は次のとおりです。

【意見の概要】

① 本借入が当社の企業価値向上に資するか否か

当社は、意見表明プレスリリースに記載しているとおり、2025年8月6日付で、本取引に賛同する旨の取締役会決議を行っている。本公開買付けが完了し、当社株式の非公開化に向けた手続きの一環で金融機関からの借入を集約するため、本既存借入のすべてをJ P E Cからの借入金で返済する予定である。本借入は特に金利において本既存借入すると当社にとって比較し短期的・長期的にもメリットが生じ、非公開化後ではなく、本公開買付け完了後に行われることで、当社は早期に金利のメリットを享受し企業価値の向上に寄与することが見込まれる。

② 本借入の取引条件の公正性

(1) 本借入の経済条件に合理性が認められること

本借入に適用される金利は、年利0.78%の固定金利であり、本既存借入における変動金利の加重平均値(2025年3月末時点で0.89%)よりも低く、かつ返済期日も本既存借入が2025年9月末～2029年11月末であるのに対して、2032年9月末とされており、本既存借入と比較して当社に有利な経済条件が設定されており、当社が保有する現預金の金額及び当社の事業計画から予想される今後の必要運転資金の見込み等を踏まえると、本借入におけるJ P E Cからの借入金額は本既存借入の返済への充当資金及び今後の当社の運転資金の原資として必要かつ合理的な金額であると認められる。

(2) その他特に不合理な条件が付されていないこと

本極度貸付契約ドラフトには、(i)借入人である当社にとって合理的な理由のない誓約条項その他の貸付条件及び(ii)最終的に株式会社ヒロエキスプレスのみが当社の株主となること(以下「本非公開化」といいます。)が実現しないことを期限の利益喪失事由とするなど本非公開化の成否と関連した取引条件は規定されておらず、かつ(iii)本非公開化が実現しなかった場合でも、J P E Cへ事前に通知することで手数料等の支払なく全額返済を行うことができるなど早期の弁済も可能となるような条件が予定されていると認められる。

(3) 公正な手続きに基づいて決定されること

当社の取締役のうち、J P E Cの株主であり、同社の代表取締役社長を兼務している齋藤智

記氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、2025年9月29日付取締役会決議に関与しない予定であり、また同氏は本借入に係る当社内部におけるそのほかの審議・検討プロセスに一切関与していない。

以上のとおり、本借入においては、一般に公正と認められる手続きを通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

③ 本借入が当社の少数株主にとって不利益であるか否か

上記①及び②に記載の内容を踏まえて、本借入が当社の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本借入は当社の少数株主にとって不利益でない。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であります。

以 上